

本号で公布された条例のあらまし

埼玉県軽費老人ホーム、特別養護老人ホーム等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第二号）（高齢者福祉課）

一 趣旨

介護保険法の改正に伴い、条例の一部を改正する。

二 内容

「地域密着型通所介護」（介護保険法第八条第十七項）の規定の追加に伴い、項ずれが生じるため、その整理を行う。

条例第十五条第三項及び第八十二条第一項中、「第八条第二十三項」等を、「第八条第二十四項」等に改める。

三 施行期日

平成二十八年二月五日